

令和 5 年 4 月の個人情報保護に関する法律の改正に伴う作業について

1 安全管理措置に関する内部規定と自己点検事項を定める

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」第 3 第 1 項に基づき、「高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱」（以下「要綱」という。）に規定する安全管理措置と同様の措置がとられるよう「安全管理措置に関する内部規定等」を定める必要があります。

各法人で規定されている「安全管理措置に関する内部規定等」を要綱と照らし合わせ、ご確認ください。

「安全管理措置に関する内部規定等」を別途作成される場合は、「個人情報取扱要領(例)、別記 1、別記 2」を参考にしてください。

- (2) 別記「個人情報取扱特記事項」第 3 第 2 項に基づき、管理責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制並びに契約による業務を処理するため、「個人情報の管理の状況に係る自己点検」に関する必要な事項を定めていただきます。

各法人で規定されている「個人情報の管理の状況に係る自己点検」に関する必要な事項がない場合は、「自己点検シート（例）」を参考に作成してください。

- 「個人情報取扱要領(例)、別記 1、別記 2」及び「個人情報取扱状況報告書」等のデータを基幹型地域包括支援センターのホームページに掲載しております。

【基幹型地域包括支援センターホームページアドレス】

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/194/yobouitaku.html>

- 「個人情報取扱要領(例)、別記 1、別記 2」及び「自己点検シート（例）」を参考にして整備する場合は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、適宜、内容を修正してお使いください。

2 個人情報の管理の状況等の報告を行う

契約書の仕様書「5 個人情報の取扱について」にある業務の履行に当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況を報告いただく必要がありますので、掲載しております「個人情報取扱状況報告書」を令和 7 年 9 月 30 日 (火)までに電子メールでご提出ください。

3 報告内容の検査の実施

2でご提出いただいた「個人情報取扱状況報告書」の内容を踏まえ、事業所を訪問させていただき、実施状況の検査を行う場合があります。詳細は決まりましたら、ご連絡いたします。